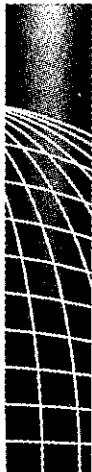


## 記者手帳



が元とするまでを確認する仕組みの強化、事業活動に伴い生じた産業廃棄物を「自ら処理」する排出事業者に対する帳簿の作成と保存、排出事業者が不適正な自社処理をなお継続する場合などにおける

が終了するまでの一定の処理の行程で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物についても期間・数量などの保管基準の適用、産業廃棄物処理施設設許可の更新制、産業廃棄物収集運搬業許可取得手続の簡素化、などが議論された。

1990年代後半

# 法 制 度 論 議

現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（委員長：田中勝鳥取環境大学研究・交流センター教授）では、昨年12月19日よりまとめられた「廃棄物処理政策における

論点整理」に基づいて、各論の論議が始まりました。

今年2月18日の審議では不法投棄対策の強化や排出事業者の「自ら保管」「自ら処理」についての把握、特に建設業界での元請業者の排出事業者責任としての所轄、間処理産業廃棄物の明確化、マニフェストについての処理が多

る是正措置手段、排出事業者が委託したことによる定期的処理の状況を定期的に実地確認することの義務化、などがテーマになりました。

さらに、4月20日の審議では、廃棄物処理業の許可制度の整備に関する、中間処理産業廃棄物のための改正が多

く2000年代半ばまで廃棄物処理法については、不法投棄撲滅などで大きな改正が次々となされたり。ただし、その後は非飛散性アスベスト廃棄物（石綿含有廃棄物）への対処など個々の課題への対応についての改正が多

いことや、原則として元請業者が排出事業者となるが建設工事の請負形態によっては排出事業者が元請業者でないケースがあるといった特殊性から、排出事業者の特定が困難な場合があり、中にはこれを悪用して自ら処理マニアげてある。関係者の中には「90年

が終了するまでの一定の処理の行程で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物についても期間・数量などの保管基準の適用、産業廃棄物処理施設設許可の更新制、産業廃棄物収集運搬業許可取得手続の簡素化、などが議論された。昨年から続いている法制度のあり方の審議も、当初は97年改定の附則にある10年後の見直し事項に關することを中心に関することを中心..